

仙台青葉学院大学・仙台青葉学院短期大学 納付金等規程

(趣旨)

第1条 この規程は、仙台青葉学院大学学則（以下「大学学則」という。）第39条第3項及び仙台青葉学院短期大学学則（以下「短期大学学則」という。）第38条第3項の規定に基づき、納付金等に関する事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程で「納付金等」とは、入学金、授業料、課外活動費及び学生保険料のことをいう。入学金及び授業料は、特段の定めがない限り、大学学則第39条第1項及び短期大学学則第38条第1項に定める金額とする。課外活動費及び学生保険料は、各年度の入学試験要項に記載する金額とする。

(納付方法)

第3条 授業料、課外活動費及び学生保険料の納付は、原則として郵便自動払込とする。

2 入学金は指定期日までに納付しなければならない。納付しない場合は入学する権利を失うものとする。

3 授業料は、前期及び後期の2期に分けて納付するものとし、それぞれの期における額は年額の2分の1とする。その納付期限日は次のとおりとする。

前期 前年度の3月27日（入学生は4月27日）

後期 9月27日

ア ただし、納付期限日が金融機関営業休業日の場合には、翌金融機関営業日とする。

イ 納付期限日までに授業料、課外活動費及び学生保険料を納付できない場合には、延納を許可することがある。

ただし、延納の願い出は、納付期限日までに行うものとする。

4 課外活動費及び学生保険料は、前期授業料の納付時に納付するものとする。

5 前2項の規定にかかわらず、入学手続き時に納付金等分納制度の手続きを行った者については、別途指定する方法にて納付するものとする。

6 納付金等分納制度を利用する者及び第3項イにより納付期限の延長を認められた者については、別途定める手数料を納付しなければならない。

(滞納)

第4条 授業料、課外活動費及び学生保険料を指定期日までに納付しない者に対しては、進級、卒業、休学及び学生の願い出による退学を認めない。

2 授業料、課外活動費及び学生保険料を指定期日までに納付しない者に対して、督促状を最大2回送付する。督促の時期は、指定期日から2カ月目及び3カ月目とする。それでも

なお納付しない場合には、大学学則第 18 条第 1 項第 3 号及び短期大学学則第 18 条第 1 項第 3 号の規定により、教授会及び運営協議会の議を経て学長が除籍するものとする。

- 3 督促状により授業料、課外活動費及び学生保険料を納付しようとする者は、延滞手数料を納付しなければならない。
- 4 延滞手数料は、次のとおりとする。
 - 督促第 1 回目 4,000 円
 - 督促第 2 回目 8,000 円

(休学時の取扱い)

第 5 条 休学願が提出され、以下に定める申請期限までに当該学部、学科の教授会の議を経て学長が休学を認める場合は、休学期の授業料の減免措置を受けることができる。

前期 5 月末日

後期 10 月末日

- 2 前項に規定する減免措置として、休学期の授業料を全額免除する。ただし、在籍料として学期毎に 120,000 円を予め納めるものとする。
- 3 前 2 項の減免措置を受けた場合、休学期の単位は認定しない。
- 4 第 1 項に定める申請期限後の休学の場合は、授業料の減免措置は適用しない。ただし、当該期の休学前に取得済みの単位を認定することができる。
- 5 学期途中で復学をした場合、当該学期の減免措置は受けられない。

(留年時の取扱い)

第 6 条 留年時の減免措置として、半期毎に、授業料半期額の 3 分の 1（千円未満切上げ）と、標準修業年限の授業料総額の 3 分の 2 に当該学期の履修登録単位数を卒業要件単位数で除した数を乗じた額（千円未満切上げ）を合計した額を納付するものとする。

- 2 前項の規定する減免措置は、前年度同学期に休学による減免措置を受けた場合には適用しない。

(退学時の取扱い)

第 7 条 退学時においては、未経過学期の授業料及び課外活動費は全額返金する。

- 2 学期途中の退学については、当該学期分の授業料、課外活動費及び学生保険料は全額納付しなければならない。

(除籍時の取扱い)

第 7 条の 2 学期途中の除籍については、当該学期分の授業料、課外活動費及び学生保険料は全額納付しなければならない。

(長期履修学生の取扱い)

第8条 大学学則第31条及び短期大学学則第31条に定める長期履修学生の授業料年額は、標準修業年限に相当する授業料総額にその10分の2を乗じた額を加えた額を長期履修期間の年数で除した額(千円未満切上げ)とする。

2 前項の授業料の納付方法については、第3条の規定を適用する。ただし、同条第5項及び第6項中納付金等分納制度に係る規定は適用しない。

(科目等履修生の取扱い)

第9条 大学学則第32条及び短期大学学則第32条に定める科目等履修生の1単位当たりの授業料は、以下のとおりとする。

大学	短期大学	1単位当たりの授業料
教養科目	教養教育分野	20,000円
専門基礎科目・専門科目	専門教育分野	30,000円

2 前項の授業料の納付方法等については、別に定める。

(聴講生の取扱い)

第9条の2 大学学則第33条及び短期大学学則第32条の2に定める聴講生の授業料は、1単位当たり10,000円とする。

2 前項の授業料の納付方法等については、別に定める。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、学長の承認を得て、法人本部にて行う。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、納付金等に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

1. この規程は平成24年4月1日から施行する。これに伴い、授業料に関する規則及び授業料等の納付方法及び免除に関する規定は廃止する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年1月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 5 月 19 日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 26 年 11 月 20 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成 31 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、改正後の第 3 条第 3 項の規定は、平成 31 年度入学者から適用し、在学生については、なお従前のおりとする。
- 2 施行日の前日までに休学した者で、同日までに復学し、又は施行日以後復学したものについては、なお従前のおりとする。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、令和 3 年度前の入学生については、従前のおりとする。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。